

令和 2 年 度

(2020 年度)

包括外部監査の結果に基づく  
措置状況の公表

令和 5 年 10 月

吹田市監査委員



5行企第867号  
令和5年9月28日  
(2023年)

吹田市監査委員	橋	本	敏	子	様
吹田市監査委員	谷		義	孝	様
吹田市監査委員	益	田	洋	平	様
吹田市監査委員	高	村	将	敏	様

吹田市長 後藤 圭二

#### 包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査の結果に基づき、また、当該監査の結果を参考として措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

## 令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について

### 1 措置を講じた監査テーマ及び監査結果に対する措置状況（令和5年6月1日時点）

単位：件

監査テーマ	結果 意見 (a)		令和4年 7月1日までに 対応済み (b)	今回、対応済み			対応中 (a)-(b)-(c)
				合計 (c)	措置 済み	措置 せず	
下水道事業に関する財務 事務の執行及び経営に係 る事業の管理について	結果	9	5	3	3	0	1
	意見	22	7	3	3	0	12

### 2 監査結果に対する措置状況

【別紙】令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況（令和5年6月1日時点）  
のとおり

### 3 措置状況の語句説明

措置済み … 結果又は意見に対して、措置が完了しているもの

措置せず … 結果又は意見の対象が消滅したため、措置を講じる必要がなくなったもの

結果又は意見に対して、措置を講じないことを決定したもの

対応中 … 結果又は意見に対して、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

結果又は意見に対して、措置を講じることは決まっているが、具体的な措置は開始されていないもの

結果又は意見に対して、措置を講じるか検討中であるもの など

【別紙】 令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況(令和5年6月1日時点)

整理番号	結果／意見	報告書該当ページ	指摘事項	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
1	意見	42	中長期的に持続可能な経営を行うにふさわしい組織体制を構築することが望まれる	下水道部	経営室	令和元年度と比べて一般事務職員に係る在課年数は改善しており、研修等による人材育成のほか、業務フローの整理やマニュアル化を進めました。また、令和4年度からは、業務委託によって、地方公営企業会計制度に関して公認会計士の指導・助言及び各種情報提供を受けられる体制を整えました。	措置済み	令和5年 9月28日
2	結果	52	市経営戦略に示された「財政収支の将来予測に関する計算条件」が事実と異なる	下水道部	経営室	経営戦略の「財政収支の将来予測に関する計算条件」の部分を正しい計算条件に修正し、ホームページに掲載しました。	措置済み	令和5年 9月28日
3	結果	53	市経営戦略に示された「財政収支の将来予測」の推計根拠が不明である	下水道部	経営室 管路保全室 水再生室	令和5年度の経営戦略見直し及び改定時には、経営室で根拠資料の保管及び計算条件の確認を行います。	対応中	
4	結果	53	市経営戦略に示された「下水道使用料の将来推移」に誤りがある	下水道部	経営室	経営戦略の「下水道使用料の将来推移」の部分を正しい数値に修正し、ホームページに掲載しました。	措置済み	令和5年 9月28日
5	意見	55	市経営戦略に示された「財政収支の将来予測」の計算条件に適切ではない項目がある	下水道部	経営室	現在の経営戦略の収支予測においては、計算条件により、費用が保守的に見積もられている項目もあるものの、本市下水道事業会計の資金繰りや下水道使用料の在り方に大きく影響を及ぼすものではないと考えていますが、令和5年度の経営戦略の見直しの際は、将来の経営状況を適切に反映したものとなるよう修正します。	対応中	
6	意見	58	早急に下水道処理場の統廃合に関する方針を決定するとともに、その方針を踏まえた老朽化対策、高度処理の導入を検討することが望まれる	下水道部	水再生室	南吹田下水処理場と川面下水処理場の統廃合については、用地確保が困難な状況ではありますが、持続可能な下水処理場を目指すため、令和7年度に策定される予定の大阪湾流域別下水道整備総合計画に示される汚水量と汚濁負荷量を踏まえたうえで、処理場のダウンサイジングや統廃合の可能性を検討し、方向性を決定していく予定です。	対応中	
7	意見	63	今後の処理施設のあり方を踏まえて投資計画の見直しを行うことが必要である	下水道部	水再生室	6の処理場のあり方の検討とあわせて、投資計画を立てていく予定です。	対応中	
8	意見	64	市経営戦略の見直しを行い精度の向上を図るべきである	下水道部	経営室	令和5年度の経営戦略の見直しの際には、指摘のあった見直しが必要な事項について、重点的に取り組みます。	対応中	
9	意見	64	公表資料の確認体制の強化が必要である	下水道部	経営室	今後、公表する資料を作成する際には、チェックリストを作成し、複数人で余裕を持ってチェックできるスケジュールになるように努めます。決算書作成時のチェックリストを作成しました。今後は経営戦略改定時や他の業務でも、必要に応じてチェックリストを作成します。	措置済み	令和5年 9月28日
10	意見	69	固定資産台帳の整備過程で備品購入費が二重に計上され資産計上額が過大となっている	下水道部	経営室	地方公営企業法適用前の備品台帳データを基に影響額を調べた結果、備品購入費部分の二重計上による影響額は軽微であり、また除却等を通じて差異はいずれ解消されることから、固定資産台帳の取得価額の修正は行わないこととします。	措置済み	令和3年 9月22日
11	意見	70	固定資産の取得財源である補助金等の財源の紐付けが原則的な方法で行われておらず、その理由についても文書化されていない	下水道部	経営室	平成29年度の地方公営企業法適用時には、工事別の財源が分かる資料が一部整理されていなかったため、簡便的な方法を採用しました。また、事後にはなりますが、起案処理し文書化しました。	措置済み	令和3年 9月22日
12	結果	71	固定資産台帳整備に関する資料が適切に保管されておらず、適切に固定資産台帳が整備されたかを検証できなかった	下水道部	経営室	固定資産台帳の基礎資料となるデータの所在が判明し、数値等の確認を進めていましたが、固定資産台帳及び開始貸借対照表の関連数値との整合が確認できたことから、起案処理の上、保存しました。今後は、バックデータとして作成・保存した資料であっても、資料としての重要度が高く、それ自体を公文書として保存すべきと判断したものは、随時起案処理することとします。	措置済み	令和5年 9月28日

整理番号	結果／意見	報告書該当ページ	指摘事項	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
13	意見	72	実態に即した固定資産の老朽化状況を把握するための方法を検討すべき	下水道部	経営室	地方公営企業法適用時の台帳に遡って減価償却累計額を把握し実態に即した老朽化の指標を算定し、決算書類に通常の計算方法に加えて併記しました。	措置済み	令和4年 9月27日
14	意見	73	固定資産の現物管理に関する取扱いを定めることが望まれる	下水道部	管路保全室 水再生室 経営室	【管路施設】 現在、吹田市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき施設の老朽化対策を進めており、管路施設については全市域を対象として年次計画的に点検し、異常個所があれば調査するなど状況の把握に努めています。点検については複数年（重要施設が8年、一般施設が15年）で地域の管路施設を網羅する計画であり、その結果は調査も含め下水道台帳に反映しています。よって、点検及び調査を継続的に実施することで、管路施設（固定資産）の定期的な現物確認に代わるものと考えています。 【処理場・ポンプ場】 令和5、6年度に処理場・ポンプ場施設の設備台帳システムの構築を行います。そのシステム構築の際には、処理場・ポンプ場の設備機器に対して現物確認を行い、管理札の貼付を行います。固定資産の現物管理に関する取扱いとしては、システム構築後、毎年、固定資産台帳の確認を行い、変更のあったものに対し現物確認を行い、管理札の確認と、リストの更新をすることとします。	対応中	
15	意見	74	下水道台帳と固定資産台帳の連携を図ることが望まれる	下水道部	管路保全室 経営室	固定資産台帳では、下水道施設の場所や管径や管種毎に資産番号を振り分けしており、その資産番号を下水道台帳システムの該当施設に登録することにより、連携を図っています。	措置済み	令和3年 9月22日
16	意見	74	正雀前処理場については有効活用すべき	下水道部	水再生室	正雀前処理場の活用に向けた方策として、①更地化、②民間売却、③庁内他部局への所管替え、④下水道部での活用継続について検討しました。 ①更地化は、維持管理費用は低減できるものの地下埋設物も含めた施設の除却に多額の費用を要すること、②民間売却及び③庁内他部局への所管替えをするにも、多額の国費返還を要することから、④下水道部において資機材置場として活用することとしました。市として将来的な方向性を見出すまでの間の暫定的な利用であることに鑑みつつ、相当期間の利用が見込まれる中で、建物内部の一部機器の撤去及び防犯・景観の観点から必要な塗装などを行いました。 今後の方向性を見出すための関係部局との連携は継続しつつ、周辺エリアの一体的な整備など、よりよい活用策がコスト面も含めて整理されるまでは、資機材置場として活用することとします。	措置済み	令和5年 9月28日
17	意見	79	繰出率の算定根拠について部内の決裁を経て内容を確定するとともに、適切に文書保管を行うことが必要である	下水道部	経営室	繰出率の変更に関する提案を行う文書「下水道会計運営費負担金に係る繰出率の変更について」は市の下水道事業の財務の特例を定める規則第22条第8号の「前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める帳簿」に位置づけ、事後にはありませんが、起案処理し、文書保管を行うようにしました。	措置済み	令和3年 9月22日
18	意見	81	一般会計からの繰入金のうち減価償却費に係る繰出率が実態に即しているか確認できない	下水道部	経営室	実態に即した減価償却費に係る繰出率については、雨水・汚水事業のセグメント区分が必要ですが、本市下水道事業は合流管比率が全国的に見て高い水準にあるため、雨水・汚水事業のセグメント区分をしておりません。 セグメント区分については、各地方公営企業において判断することになっております。 令和3年度に中核市を対象に、雨水事業・汚水事業のセグメント区分を行っているか調査したところ、合流式下水道区域が含まれている47市中、4市で実施していました。今後総務省等の動向を見ながら、調査した他市状況も参考に、その必要性も含め検討します。	対応中	
19	意見	83	「維持管理費－処理場－人件費」に係る繰出率の算定方法が、実態を踏まえて適切であるか改めて検討することが望まれる	下水道部	経営室	国の通知に基づいて適正に繰出金を算定しているため、その算定方法の変更の必要性も含め、検討します。	対応中	
20	意見	84	市の下水道事業の特性・実態を踏まえて「吹田市版 下水道事業に係る繰出基準」の検討を行うことが望まれる	下水道部	経営室	国の通知に基づいて適正に繰出金を算定しているため、その算定方法の変更の必要性も含め、検討します。	対応中	

整理 番号	結果 ／ 意見	報告書 該当 ページ	指摘事項	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
21	意見	89	下水道使用料の妥当性の定期的な検証と見直しの検討が必要である	下水道部	経営室	今後は、経営戦略見直し及び改定年度に合わせて、下水道使用料水準が妥当であるか検証し、また、下水道使用料の見直しを検討します。	対応中	
22	意見	91	持続可能な下水道事業のための使用料のあり方についての検討が望まれる	下水道部	経営室	下水道使用料の現状分析及び見直しの検討を行っていかなくて、持続可能な下水道事業のための使用料のあり方についても検討します。	対応中	
23	結果	99	南吹田処理場の旧脱水機棟(簿価1億円)については減損処理の検討を行うことが必要である	下水道部	経営室 水再生室	検討した結果、旧脱水機棟の施設・設備について休止している資産はありますが、資産を施設単位でグルーピングした場合、南吹田下水処理場については、現在も稼働中であるため、減損処理をしないこととしました。  ※グルーピングの対象を再検討した結果、旧脱水機棟の施設につきましては減損処理の対象として整理したため、令和5年3月に減損処理を行いました。	措置済み	令和3年 9月22日  令和5年 9月28日
24	結果	102	正雀前処理場(簿価:土地3.7億円、建物等1.6億円)については減損処理の検討を行うことが必要である	下水道部	経営室 水再生室	令和2年度決算で資産価値を備忘価額まで切り下げ、減損損失を計上しました。	措置済み	令和3年 9月22日
25	結果	107	退職給付引当金等の計上方法に関する「吹田市下水道事業の財務の特例を定める規則」の見直しが必要である	下水道部	経営室	令和3年9月1日付けて、「吹田市下水道事業の財務の特例を定める規則」の改正手続が完了し、実態に即した規則に改正しました。	措置済み	令和4年 9月27日
26	意見	108	退職給付引当金に係る一般会計の負担割合の根拠と妥当性が不明である	下水道部	経営室	令和5年度の関係室課と繰入金協議の際、併せて文書化の協議を行います。	対応中	
27	結果	108	退職給付引当金に関する一般会計との負担割合に関する決算書の注記が不十分	下水道部	経営室	令和2年度決算書に、退職給付引当金に関して一般会計が負担すると見込まれる額を注記しました。 以後、同様に注記を行います。	措置済み	令和3年 9月22日
28	結果	109	賞与等引当金に関する一般会計との負担割合に関する決算書の注記が不十分	下水道部	経営室	令和2年度決算書に、賞与等引当金に関して一般会計が負担すると見込まれる額を注記しました。 以後、同様に注記を行います。	措置済み	令和3年 9月22日
29	意見	109	雨水事業・汚水事業の収支分離による適切な事業管理の観点から、セグメント区分を行うとともに、予算書及び決算書におけるセグメント情報による注記を検討することが望まれる	下水道部	経営室	本市下水道事業は合流管比率が全国的に見て高い水準にあるため、雨水・汚水事業のセグメント区分をしておりません。 セグメント区分については、各地方公営企業において判断することになっております。 令和3年度に中核市を対象に、雨水事業・汚水事業のセグメント区分を行っているか調査したところ、合流式下水道区域が含まれている47市中、4市で実施していました。今後総務省等の動向を見ながら、調査した他市状況も参考に、その必要性も含め検討します。	対応中	
30	意見	111	決算時における貯蔵品(人孔蓋)の確認体制を強化することが望まれる	下水道部	管路保全室	令和3年3月31日、下水道部経営室担当者同席の下、資材置場内の実在庫と帳簿在庫が一致していることを確認し、その旨の起案報告を行っています。 今後、毎年同様の処理を行います。	措置済み	令和3年 9月22日
31	意見	115	正雀下水処理場跡地等の土地の所管換え(売却)に伴う収益の繰延処理(約11億円)については見直しを行うべきである	下水道部	経営室	検討した結果、引き続き繰延処理を行うため、令和2年度決算書に、収益の計上基準を注記しました。 以後、同様に注記を行います。	措置済み	令和3年 9月22日